

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 3 月 1 2 日
契 約 業 者 名	(株) 片平新日本技研 東京本店
契 約 業 者 の 住 所	文京区小石川 2 - 2 2 - 2
業 務 の 名 称	R 7 東京国道管内大型カルバート点検他業務
業 務 場 所	東京国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	本業務は、大型カルバート及び擁壁の状態を把握することで損傷及び変状を早期に発見し、維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に点検を行うとともに、東京国道管内の道路構造物等の管理手法を立案するものである。 1. 大型カルバート点検 2. 擁壁点検 3. 道路構造物等管理手法立案 4. 構造物の健全性に係わる会議運営補助 5. 機械経費 6. 安全費
履 行 期 間 (自)	令和 7 年 4 月 1 6 日
履 行 期 間 (至)	令和 8 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 5 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 3 0 8 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 5 4 , 3 0 8 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 大型カルバート点検 現地精査の結果、設計数量と現地との相違があったため数量の変更(減)を行うとともに、第三者被害予防措置の必要な箇所があったため、定期点検時に併せて第三者被害予防措置の実施を追加する(増)。 2. 擁壁点検 南平台アンダー付近の上り側擁壁に関して通行車両から通報があったため、一次点検は実施せずに(数量減)二次点検を実施するものとする(数量増) 3. 道路構造物等管理手法立案 現地精査の結果、渋谷西口地下歩道及び渋谷東口地下歩道については可能な範囲で触診・打音検査等を実施する必要性が生じたため、実施内容を変更(増)する。 4. 構造物の健全性に係わる会議運営補助 道路構造物診断判定会議を令和7年度に開催することとしたため、大型カルバートの健全性に係わる会議運営補助を追加する。 5. 機械経費 大型カルバート点検、擁壁点検、道路構造物の現地確認の実施に伴い、現場環境等に変更が生じたため、機械経費を数量(増)する。 6. 安全費 定期点検及び現地確認に伴い、交通規制の変更が生じたため、安全費を数量変更(増)する。